

戦前における手工科の中等教員検定試験について（3）

宮崎擴道*・澤本 章・平田晴路**

A Study on The State Examination for Secondary School Teachers of
Mmanual Arts in Pre-War Japan（3）

MIYAZAKI Hiromichi, SAWAMOTO Akira, HIRATA seiji

(Received September 28, 2012)

1. はじめに

戦前の手工教育については教育現場の実践活動などの分野に関しては技術教育、工作教育あるいは美術教育の視点から解明が進んできているが、これに対して教員養成、分けても中等教員養成に関係する研究はまだ緒に着いたばかりと云える。このため手工教育の歴史的研究の一環として中等教員養成を取り上げ、これまでに臨時教員養成所のなかで唯一手工科教員養成を行った第二臨時教員養成所や文検と俗称される文部省師範学校中学校高等女学校教員検定試験のうち手工科の実態について報告してきた。

手工科の文検を対象とする一連の研究では先ず出題問題の収集と確認を行った。次いでそれらから予備試験と本試験で構成される手工科の文検では大別して教授法関係、製図と図案、実技と口述の各分野が出題対象となっていたこと及び教授法関係と製図は予備試験でまた実技と口述は本試験でそれぞれ出題されたことが明らかになった。また教授法関係では教育方法に重点が置かれたこと、実技は木工、金工、粘土細工中心であったこと、口述は人物考察の傾向が強かったことなども判明した。そしてその出題傾向の分析から予備試験と本試験では各時代の手工教育を取り巻く教育事情を反映する問題が出題されたことも分かった。これらの研究結果から中等学校手工科教員に求められた知識、技能などの概略が把握できた。

続報となる本論では予備試験の製図と図案及び本試験の実技試験を取り上げその出題内容について検討した結果を報告する。また文検が求めた学力レベルとされる東京高等師範学校などの中等教員養成機関の教育内容及び文検資格取得者の赴任対象となる中等学校の題材についても考察した。

2. 教員養成機関の教育内容

手工科教員養成に係わった諸養成機関の学科目の中から文検に関係すると思われるものを取り上げてみると以下のようである。

(1) 高等師範学校

東京高等師範学校は「高等師範学校ノ学科及其程度」の第3条で理化学科の学科目として図画科と並び手工科を取り入れ、手工図画の時間配当は第9条で第1学年5時間、第2学年1時間とされた¹⁾。理化学科では明治24（1891）年から手工科教員の養成も始めたが正規課程によ

*山口大学名誉教授 **岡山大学教育学部

る手工科教員養成は明治32(1899)年の官費専修科規則による手工専修科設置が嚆矢である²⁾。

手工専修科は明治39(1906)年に図画手工専修科へ改称、次いで明治41(1908)年に3年制へ移行、一時中断の後、大正8(1919)年には図画手工専修科の募集再開と推移するが、これら改編年次ごとの手工、図画(用器画、自在画)の週当たりの配当時数をみると表1のようである³⁾。なお実習の時間数は明確にされていないが、明治32(1899)年の物理学化学科専修科の「実修」が2時間と規定されていることからおそらくそれに準じたと思われる⁴⁾。

表1 図画手工専修科の毎週配当時間数

改変年次	学科目	第1学年			第2学年			第3学年			計
		学期			学期			学期			
		1	2	3	1	2	3	1	2	3	
明治32年 1899	手工 実修	2	2	2	2	2	2	-	-	-	12
		12	12	12	12	12	12	-	-	-	72
	図画	10	10	10	14	12	12	-	-	-	68
	総授業時数(除実修)	23	23	23	24	24	24	-	-	-	141
明治39年 1906	手工 実習(回)	3	3	3	2	2	5	-	-	-	18
		5	5	5	6	6	6	-	-	-	33
	図画	14	14	14	13	13	17	-	-	-	85
	総授業時数(除実習)	24	24	24	22	22	22	-	-	-	138
明治41年 1908	手工 実習(回)	5	5	5	5	5	5	3	3	7	43
		5	5	5	5	5	5	6	6	6	48
	図画	14	14	14	14	14	14	14	14	17	129
	総授業時数(除実習)	26	26	26	26	26	26	24	24	24	228
大正8年 1919	手工 実習(回)	5	5	5	4	4	4	5	5	5	42
		5	5	5	6	6	6	5	5	5	48
	図画	12	12	12	13	13	13	14	14	14	117
	総授業時数(除実習)	30	30	30	28	28	28	26	26	19	245

これらからは具体的な学科目の教育内容は不明であるものの、総授業時数に占める手工科と図画科の比重が大きいことや実習を重視していたことが分かる。なお女子高等師範学校は手工科を扱っていないので対象から外した。

(2) 東京工業学校

明治23(1890)年から学校規則の第6条で機械工芸部に修業年限2年の特別生制度を設け、尋常師範学校卒業生を機械工芸部特別生として受け入れ手工科教員養成を開始した⁵⁾。その機械工芸部特別生の学科課程は表2のようである⁶⁾。

特別生の実修については学校規則第6条で「現業練習」の免除と修業年限の短縮を規定したが⁷⁾、さらに科目内容についても第11条で「概ネ機械工芸部一般ノ学科課程ニ異ナラス」とされたものの、特別生には「多少之レニ斟酌ヲ加ヘ」て「工場実修ノ方」を緩和をしている。その一方で附属職工徒弟講習所における木工と金工の実習及び「手工科授業法ヲ練習」するための教育実習を課すなど機械工芸部の学科課程を教員養成向けに改変している⁸⁾。なお「手工授

業法」は高等師範学校の後藤牧太（嘱託教員）が担当した。特別生用学科目の具体的な内容は定かでないが指物及び削物、轆轤、木型、鑄造、板金工、仕上げ、鍛工、製図などを扱ったとされる⁹⁾。機械工芸部の実修は明治27年版東京工業学校一覧で初めて科目内容が示されたがその一部は表3¹⁰⁾のようで特別生もこれらに準じたと思われる。

表2 機械工芸部特別生の学科課程

年 限	第1学年				第2学年			
	毎週 時数	第1学期	毎週 時数	第2学期	毎週 時数	第1学期	毎週 時数	第2学期
図画	4	用器画	4	全上	3	全上		全上
	3	鉛筆画	3		4			
	3	毛筆画	3		4			
工具用法	3		3		2			
手工授業法	1		1					
実修	14.5	木工、鑄造、工場図	15.5	全上	16.5	銅工、鍛工、仕上鑄工、工場図	22.5	全上

表3 機械工芸部の実修内容

木工	和式及様式手操木工用刃物研方、鋸刃擦方、材料取方（以下略）
鑄工	型砂ノ調製、鑄型直土ノ調製、心型砂ノ調製（以下略）
鍛工	西洋鋼ニ鍛冶方、鉄ノ鍛合方、鋼ノ鍛合方（以下略）
銅工及製罐工	銅及黄銅打延方、ハンダ鑲付方、真鍮付方、折曲接方（以下略）
製図	工場用図、整成図

この特別生制度は明治26（1893）年6月の規則改正で廃止されたが、その事情は「特別生ノ廃止ハ其目的タル師範学校ノ必須科タル手工科ガ師範学校令ニ於テ随意科ニ改メラレタルニ因リ需要ノ減少ヲ来スベキ傾向アルト」¹¹⁾とあるように、手工科が必須科目から外された明治30年前後の手工教育不振期を反映した教員需要の減少に起因する。この間、初回の明治25（1892）年卒業生から明治28（1895）年までの4回で21名の卒業生を輩出した¹²⁾。なお機械工芸部自体も明治29（1896）年5月の規則改正で消滅している。

(3) 東京美術学校

明治40（1907）年6月、省令第18号により図画師範科を設置したが図画師範科規程では学科目は倫理、教育学及教授法、美学及美術史、解剖学、図案法、自在画、幾何画法、手工、習字、英語、教授練習及体育であった¹³⁾。また同校規則では「図画師範科ハ師範学校、中学校、高等女学校ノ図画科教員ヲ養成スルヲ主旨トス」¹⁴⁾とされ本来は図画教員の養成であるが、手工では粘土細工、切抜細工、厚紙細工（第1学年）、木工及金工（第2-3学年）、手工理論及其教授法¹⁵⁾を扱っていたため手工科の免許状も与えられた。明治41年（1908）時点での手工担当は上原六四郎（嘱託教員）であった。なお幾何画法では平面図法、投影図法、図法幾何、透視図法、陰影図法を扱うとされている。

東京高等師範学校の手工科改編年次に対応する年度の東京美術学校の週当たり総授業時数

(39時間)中の関係学科目の配当時数をみれば表4のようである¹⁶⁾。

なお同校では大正15(1926)年には幾何画法は用器画法と製図に変更されている¹⁷⁾。また昭和6(1931)年では用器画法の内容は平面図法、投影図法、図法幾何、透視図法、陰影図法とされ、手工の内容は粘土、切抜、厚紙細工、竹工、木工、金工、漆工及彫塑の一斑、意匠図案、手工理論及教授法となっている¹⁸⁾。

表4 手工関連の毎週配当時間数

	学科目	第1学年	第2学年	第3学年
明治41年 1908	幾何画法	3	3	2
	手工	4	4	2
大正8年 1919	幾何画法	3	3	2
	手工	4	4	2

(4) 第二臨時教員養成所

明治30年代の中等学校の急速な普及に対して教員確保を目的に臨時教員養成所官制が公布されるが、それに基づいて大正11(1922)年に広島高等師範学校にも第二臨時教員養成所が附設されていた。臨時教員養成所には規定上から手工は置かれていなかったが、昭和5(1930)年の省令第3号により図画手工科が設置可能となった。これを受けた告示第92号により唯一、第二臨時教員養成所に図画手工科が置かれたがその学科目の具体的内容は表5に示す¹⁹⁾。

表5 学科目内容と配当時間数

		第1学年	第2学年	第3学年
図画	絵画、用器画、図案及図案法、美術及美術工芸史、図画教授法及実地授業	12	12	16
手工	手工科原理、工業大意、主要工具材料、加工法一般、手工科教授法及実地授業	5	5	5
同実習	木工、金工、製図、彫塑、製版印刷、製図及設計図	4回	5回	5回

3. 製作題材

文検の予備試験や本試験の問題は養成機関及び中等学校で扱われる教材、題材を大きく反映するはずであるが、中等学校の中では多くの師範学校が検定済教科書を使用していたと考えられるためそれらから全体像の把握が可能である。一方、高等師範学校については師範学校令(明治19年勅令第13号)の第2条「師範学校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス高等師範学校ハ文部大臣ノ管理ニ属ス」と第12条「師範学校ノ学科及其程度並教科書ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル」及び師範教育令(明治30年勅令第346号)の第8条「高等師範学校女子高等師範学校及師範学校ノ学科及其ノ程度並教科書ハ文部大臣之ヲ定ム」により、高等師範学校でも教科書が使用可能であると考えられるものの実際には高等師範学校用検定済教科書は確認できていない。このため出題に影響を与えたと思われる養成機関側の題材などは同様の手段では判明しない。

3-1 教員養成機関の題材

(1) 東京高等師範学校

東京高等師範学校図画手工専修科の学科課程表では具体的な製作題材までは触れられていない。ただ理科第二部には学科目として手工を課しており、その手工では普通木工として「木材ヲ主トシタル簡易機械」、普通金工では「金属ヲ主トシタル簡易機械」²⁰⁾とあるがこれは理科実験関連の機器、器具の製作を指すものと思われる。同校の製作題材は明治期に後藤牧太が理科で課し、阿部七五三吉が師範学校教師時代(明治26-30)に試作したとされる題材例が知られるが、図画手工専修科の具体的な製作題材は管見の限りでは図1に示す昭和8(1933)年当時の木工の小棚と本棚があるのみである²¹⁾。

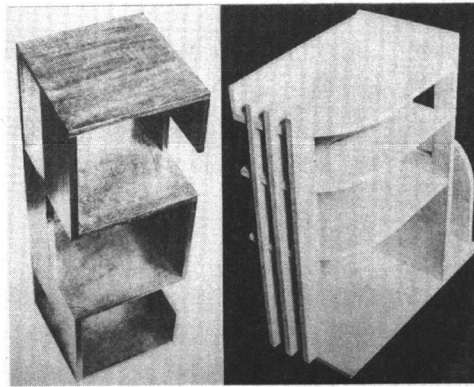


図1 東京高等師範学校の木工題材

(2) 広島高等師範学校

広島高等師範学校では手工科教員養成は行わなかったが伝統的に手工を重視していた。学校規則(明治36(1903)年)では本科数物化学部の第一学年に図画及手工として「製作品製図」、「手工実習(2時間)」、第二学年に「製作品及諸器械製図、手工実習(2時間)」、第三学年に「説明用図画及之ニ関スル製図手工自由製作(3時間)」を課した²²⁾。大正4(1915)年の改正校則では図画及手工として理科第一部及び第二部に手工を課したが²³⁾、理科第一部の金工、木工では表6のような製作題材を扱ったとされる²⁴⁾。

表6 数物化学部の図画、手工関連題材

金工	針金細工 板金細工 鍛工 鋳金 旋盤 その他の細工	ピンコック、洋服掛、銅鍍金、着色 柄杓、如雨露、十能 火箸、小刀、 文鎮 ターミラル 電鈴及びモートル
木工	主として植木鉢台、本箱、組立本立、額縁、書類棚 木工旋盤では工具の柄、盆等	

これも東京高等師範学校同様に理科の手工であり必ずしも手工科の題材類ではないが、大竹拙三が「我々の受持つ手工及び工業の指導上多少参考となるのではないか」²⁵⁾としているように、東京高等師範学校の場合に比べるとより手工科的題材であったと思われる。また前述の第二臨時教員養成所の教授陣が広島高等師範学校と兼務であったことを勘案すれば、同校の実践例からは高等師範学校レベルとされる製作題材が類推できる。

(3) 東京工業学校

明治26（1893）年の特別生制中止直後における機械工芸部の実修製作題材の一部を示せば表7²⁶⁾ のようであるから特別生もこれらに準じていた可能性がある。

表7 機械工芸部の実修製作題材

木工	定規類、木材接合模形、家具類、箱類、裝飾模様物類、把手車、調車、齒輪、単純ナル機械ノ木型複雑ナル機械ノ木型機械ノ雛形
鑄工	立方体、球体、座金、型框、家具類、十能、火消壺、井戸車、五徳、鍋、手洗鉢、模様付箱類、管類、裝飾物、花瓶、鉋柵、風窓動植物、焼拔鑄物、小型把手車、小型齒輪、鏈車、階段車、コック、バルブ類単純ナル機械類ノ鑄造、汽笛
鍛工	角鉄扨、丸鉄扨、割釘、折釘、火箸、輪金、鈎、鉄鉗、直角定規、螺旋桿、女捻子、鋸釘、捻子回シ、横手、手万力
銅工及製罐工	葉鉄烟管及曲継手、油差、如露、茶筒、手ランプ類、真鍮張火箸、墨池、鉄板製水溜、汽罐、鋸釘縫綴方良否検定法、烟突

3-2 中等学校の題材

文検資格取得者の赴任対象となる中等学校の中で師範学校（女子師範学校を含む）における具体的な製作題材例を師範学校用検定済教科書²⁷⁾の「応用練習材料」「応用製作」「参考教材」から選出、類別してみると表8のようなものが挙げられる。なお題材は文検の出題対象に限定し紙細工、豆細工、石膏細工、コンクリートなどは除いてある。表からは取り上げられる製作題材の豊富さ、特に木工では板材、金工では板金の題材例が圧倒的に多いことが分かる。

表8 師範学校の製作題材

竹細工		ペン皿、円箸、角棒、糊篋、手拭掛、重亂藍料紙籃、小箱、煎茶箕、団扇挿、団扇台、竹製玩具、茶箕、茶焙器、吊手、二枚折屏風、箸箱、筆立、柄杓、網針、茶焙器、洋紙切、洋服掛
粘土細工	平板浮彫	アコンサス、デスマスク、小児像、蔦、無花果、葉、葉に花、菊唐草模様、桜花紋形、椿花、牡丹
	立体造形	茶碗、飲食器、動物、壺、果物、野菜、建物、角形植木鉢、貝、筆立
木工	板材	印籠蓋硯箱、羽子板、煙草盆、押糊板、下駄箱、下端定規（檜）、火鉢、花瓶敷、角盆、机、鏡立、硯箱、書見台、糊押板、糊篋、行厨提箱（ベントウサゲ）、裁板、裁物板及定規、三角定規、傘立、手箱、衝立、状差、針刺、塵取、凶板、水瓶台、製凶板、衣桁、衣紋掛、掛竿、茶船、手拭掛、扇子掛、大形色紙掛、炭斗（スミトリ）、短冊指、短冊筒、茶棚、茶盆、丁型定規、張物板、長火鉢、直線定規、土瓶敷、踏台、德利袴、二枚折屏風、箱、鉄瓶敷、文筒、米櫃、包丁挿、帽子掛、本箱、本立、木札、俎板、茶卓子、折畳卓子、火起し手籠、ブックエンド
	角材	額縁、植木鉢台、花台、茶盆台、木槌、置物台、木製花器、電気スタンド
金工	線材	火鉢覆、環、亀甲網、鳥籠、肴焼、渡網、金網、鎖
	板金	霧吹、板金穿孔彫刻（犬の額、写真挟、額縁、筆立、インキ押、ステッキ入、手箱、急須台急須台）、漏斗、筆洗、塵取、ピンセット、匙、豆匙、孔杓子、小鳥餌入、状差、燭台、水入、灰均、盥、ペン皿、柄杓、
	板材	切出小刀、直角定規、コンパス、ヤットコ、果物ナイフ、刮刀、直径規
	棒材	文鎮、火箸、千枚綴、ポンチ、額掛用、罫書針、鑿、折釘

なお予備試験に関わる製図の分野は師範学校用では「教範用器画」²⁸⁾が平面幾何学、等角図、斜投影図、投影図、透視図を、「現代新図法」²⁹⁾が平面幾何画法、投影図法（展開図、裁断図を含む）を挙げている。また中学校用では「新制中等図学」³⁰⁾が平面幾何図法、投影図法、透視図法、「新制用器画」³¹⁾が平面画法、投影画法、等角投影画法、透視画法、「図法基準」³²⁾が平面幾何図法、投影図法、等角図法、透視図法を示している。高等女学校用では「女子図法教科書」³³⁾が幾何図法、工作図法、透視及透視陰影図法となっている。

4. 文検の出題内容

前報までによって出題の傾向が把握できたが、以下では予備試験と本試験における具体的な出題題材をみる。

4-1 予備試験

製図関連は一元化時代では第8回に図案が単独出題されたが第7回は図案が、また第9、10回は製図がそれぞれ製作と関連付ける形で出題されていた。予備試験と本試験に分離した第19回以降は予備試験で製図と図案が対象となったが、一部回（第28、29、34回）を除いて一貫して製図と図案各一問の形で出題されている。このため以下では第19回以降について考察する。

a) 製図

製図は工作図（例えば第22回の四方転び構造の箱）、作品製作を仮定した展開図（第26回、第56回の広口盆、洗濯盤）、立体の相貫体に関連した展開図（第29回の直正三角錐体と直円壻との相貫体）、断面図（第36回の本箱）、その他にも相貫図、投影図などの作図が出題されている。その出題割合は図2のように工作図14.9%、展開図42.6%、断面図10.6%、実形図10.6%、投影図4.3%、平面図6.4%、その他10.6%である。なお分類用語は出題時に使用されたものを当ててある。またしばしば出現する「剖展図」は本試験第19回（明治38（1905））の出題で「展開図とも云ふ」とされているので展開図に含めてある。

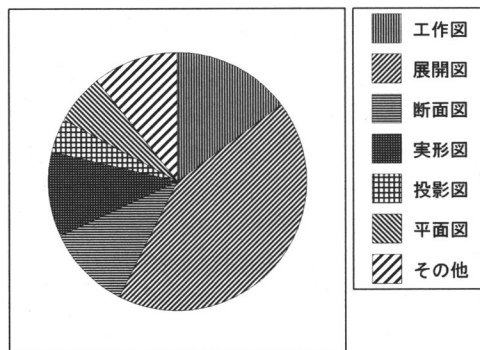


図2 製図の出題分野

b) 図案

図案の対象は例えば客間用椅子（第30回）、居間用鏡台兼洋服筆筒（第50回）、客間用電気スタンド（第64回）などであり、「実際製作に即した図案」³⁴⁾とされるように美的要素が求められるものあくまで実用に重きが置かれた設計であった。また任意として設計する場合もあるが多くは材料や大きさが指定されている。図案の対象となったものは多種にわたるが表9の

ように分類でき、またその出題割合は図3のように家具75.8%、内装6.1%、その他18.2%である。

表9 図案の出題対象

家具類	
机	机、木工細工机
椅子	椅子、客間用椅子、応接室用椅子
テーブル	円形テーブル、テーブル及び前箱、応接間用円形テーブル、応接間用卓、西洋 応接室用傍卓、客間用座卓
棚	茶棚、客間床脇棚、客間用飾棚、壁面取付書棚
衝立	二枚折衝立、玄関用衝立
箆笥	洋服箆笥、居間用鏡台兼洋服箆笥
	玄関用傘立、香炉台、客間用電気スタンド、応接間用外套兼帽子掛、巻煙草セット
内装類	
欄間	客室用欄間、透彫欄間
その他	
	額縁、校門（扇付）、銅像台座、懸垂用照明器、壁面取り付け照明器具

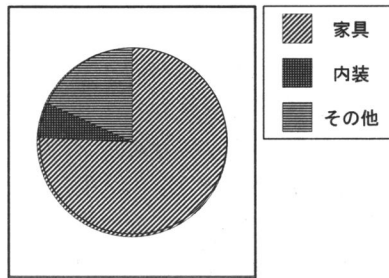


図3 図案の出題分野

4-2 本試験

第19回以降では一元化時代にみられた竹工（第9回茶合、第10回状差）は出題対象となっていない。また機械は文検後期の第72、74回で初めて出題されたがこの2回のみであり、現時点では短時間（第74回では15分間）で旋盤、金工旋盤の操作法についてとしか判明せず実技試験として製作などが出題されたかも不明である。こうした点から文検実施期間中の出題は木工、金工、粘土細工の分野で各1題の形態が取られたと考えて支障ないと思われる。これらの3分野について本試験に出題された具体的な題材を抽出し分類すると表10、表11、表12のようである。

表10 木工の題材

角材	墨壺、額縁、立方体、燕止、箱止包蟻指口、ピンタ止指口
板材	ソクイ板、ソクイ篋、定規、木矩、製図板、本立、塗師定盤、組立式本棚、任意の物品、 抽斗附本立、独自の実用品の製作、把手附サービス盆、天秤組、煙草盆、巻煙草箱、 硯箱、印籠蓋硯箱、文具箱、被せ蓋文具箱、杯箱、被蓋料紙箱、印籠蓋掛軸入箱、 印籠蓋手工用具箱、提工具箱、標本箱、提箱、手箱、写生箱、被蓋文笥、書斎用 屑箱

表11 金工の題材

線材	護謨管挟、環、壺金附黄銅環、鉄環、錨形吊、真鍮板掛環、正方柱形鉄條
板金	シャボン入れ、金属製鉛筆挟、ブリキ製漏斗、黄銅製墨斗、墨壺、被蓋円形墨壺、杯、裏錠、盥小形、ブリキ掛銅、水呑、金盥、水入
板材	真鍮製直角定規、切出小刀、鉄製直角定規、果物用ナイフ
棒材	文鎮、鑿、手提金具、額掛用打釘、火箸、火鉗、カリパス、コンパス、錠前

表12 粘土細工の題材

平板浮彫	花	椿、柿の折枝、槭の小枝、菖蒲、木蓮の花、南瓜の花、向日葵の花、花卉、芙蓉、あかんさす、紫陽花、草花、百合など
	葉	八手、葉二枚、草莓の葉
	野菜	胡瓜、蕪菁
	動物	猫、獣類の頭部、水禽
	模様	唐草模様、任意の模様
	自由選題	
立体造形	左手、胸像	
実用品	灰皿、菓子鉢	

また図4は昭和8年度（第58回）本試験受験者の提出した木工（被蓋文笥）、金工（カリパス）、粘土細工（獣類の頭部）の作品例である³⁵⁾。

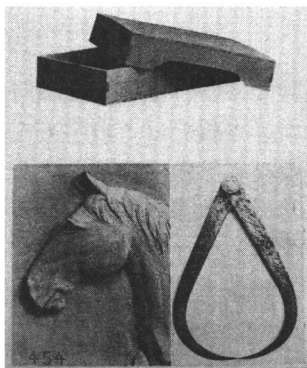


図4 本試験の提出作品例

これら本試験題材の出題割合は木工の分野では図5のように板材加工81.4%、角材加工18.6%で板材加工が圧倒的に多い。金工の分野では図6のように板金加工32.7%、板材加工14.5%、棒材加工40.0%、線材加工12.7%で板金加工と棒材加工の占める割合が大きい。

また粘土細工の分野では図7のように平板浮彫85.7%、立体造形8.6%、工芸品5.7%で平板浮彫が圧倒的に多い。なお粘土細工では第48回までは「与へたる図に準じ芙蓉の図を彫刻せよ（第32回）」のように動植物の彫刻を求める出題形式であったが、第52回からは「自分の手をモデルにして彫塑せよ（第68回）」のように立体彫刻が出題されている。

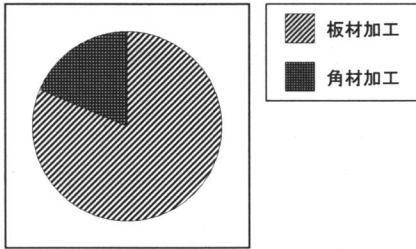


図5 木工の出題分野

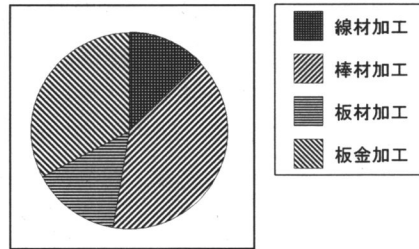


図6 金工の出題分野

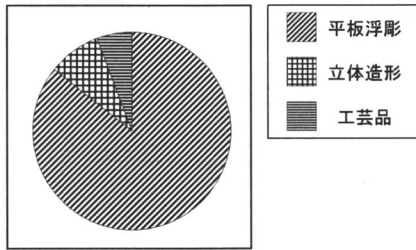


図7 粘土細工の出題分野

5. まとめ

文検は中等学校教員資格の認定試験であり、従ってその対象とする学力は養成機関である高等師範学校相当のレベルが求められた。本論ではこの学力を満たすと考えられる文検手工科の問題の中で、予備試験の製図と図案及び本試験の実技を取り上げて出題内容の考察を行った。また併せて中等学校教員養成機関における教育内容の検討と文検資格取得者の赴任対象となる中等学校で扱う題材についても確認を行った。

養成機関の教育内容に関しては手工科教員養成を唯一、継続的に行った東京高等師範学校についてはその具体的な教育内容は定かではないものの手工科と図画科の比重が大きいことが分かった。またそのカリキュラム編制から手工科の実習に重きを置き技能育成を重視したことが読み取れた。一方、一期生だけの輩出で終わった第二臨時教員養成所の図画手工科は図画科では用器画や図案、手工科では主要工具や材料及び加工法一般が扱われていたが、同所の使命からしてその教育内容やレベルは東京高等師範学校と同等と考えて支障はないものと思われる。その他、手工科創設段階の短期間だけ養成を担った東京工業学校では学科目の具体的内容は定かでないが機械工芸部の学科課程に準じたものと考えられる。また東京美術学校図画師範科は本来は図画教員の養成で手工科関連の時間そのものは少なかった。

中等学校の製作題材例は師範学校用検定済教科書（含女子師範学校）を分析した結果から、木工では板材関連、金工では板金関連の題材が圧倒的に多いことが分かったが、文検資格取得者の赴任先となる中等学校の題材も文検の出題に影響を与えたことは十分推察される。

文検の出題内容については予備試験の製図は中等学校では手工科ではなく図画科で扱われていた。しかしもともと製図と製作とは不可分の関係にあり養成機関では手工科の学科目として

も存在し、また師範学校の教授要目でも製作に関連付けて扱うことが指導された。これらのことから文検での出題対象となったと思われる。一方、本試験の実技問題は赴任先となる中等学校の題材例から類推してもそれ相当の技能が求められる出題であったと思われるし、事実、受験者の提出物からも技能レベルの高さが垣間見られる。このような手工科文検の出題内容について結論的に要約すれば次のように云える。

- ①予備試験の製図関係では製図は展開図としての出題形式が最多であり、図案は家具に関するものが圧倒的に多く実用に重きが置かれた設計が求められた。
- ②本試験は木工の分野では板材加工が圧倒的に多く、題材としては箱物の占める割合が大きい。金工の分野では板金加工と棒材加工の占める割合が大きく、ハンダ接合や鍛造を用いる題材が多い。粘土細工の分野では立体造形より平板浮彫が圧倒的に多い。

以上のように本論では高等師範学校レベルとされる手工科文検の予備試験の製図と図案及び本試験の実技試験の具体的内容を明らかにすることができた。なお残る文検の内実や受験者側からの視点による文検の実態などについての考察は続報としたい。

1. 補遺

本試験 第22回（明治41（1908））

第一問（木工）被せ蓋硯箱

一、実 長さ七寸八分、幅五寸、深さ底共一寸三分

但し右寸法は外法とす、又木厚は随意のこと

一、蓋 実の大きさに準ず

一、構造 接合は帯留任意（右七時三十分）

第二問（金工）錠前（材料黄銅板）

一、構造 見本に準ず

一、大きさ及び形状 各自の意匠に任ず（右七時間三十分）

第三問（粘土細工）柿の折枝（実及葉附）

粘土高肉若くは中肉彫刻（柿の図略す）

（注意）本図は大体を示すに止まるを以て細密なる部分は各自の考案により作るべし

（出典 文部教員検定試験受験指針 内外教育評論社編輯 pp.29-30 明治42（1908））

2. 注

- 1) 高等師範学校ノ学科及其程度（明治19年10月14日文部省令第17号）文部省内教育史編纂会 明治以降教育制度発達史 第3巻 p.513 竜吟社 昭和13（1938）
- 2) 官費専修科規則の第1条で「前項官費専修生ニ課スベキ学科ヲ分ケテ手工科、体操科、物理学化学科、動物学植物学科及び農学地学科ノ五科トス」、第2条で「生徒ノ定員ハ手工科ニ三十名」とされた 東京高等師範学校一覧 明治34-35年 p.85 明治34（1901）
- 3) 東京高等師範学校一覧 明治自34年至35年 p.86 明治34（1901）、明治自39年至40年 p.99 明治39（1906）、自明治41年至42年 p.112 明治41（1908）、大正8年度 p.53 大正8（1919） 高等師範学校
- 4) 官費専修科規則（明治32年定）に「実験及び実修ハ毎回凡二時トス」とされている 東京高等師範学校一覧 明治自34年至35年 p.98 明治34（1901）

- 5) 「府県立尋常師範学校卒業生ニシテ府県知事ニ於テ将来尋常師範学校手工科教員タラシムルノ目的ヲ以テ其ノ推選ニ係ルモノハ機械工芸部特別生トシテ入学ヲ許可ス 但本文ノ特別生ニ限り第四条ニ掲載セル現業練習ヲ要セス修業年限モ亦時宜ニ依リ之ヲ短縮スルコトアルヘシ」東京工業学校規則 p.10 東京工業学校 明治23 (1890)
- 6) 東京工業学校一覽 従明治26年至明治27年 東京工業学校 明治26 (1893)
- 7) 東京工業学校規則 p.10 東京工業学校 明治23 (1890)
- 8) 東京工業学校規則 p.13 東京工業学校 明治23 (1890)
- 9) 山形寛 日本美術教育史 p.141 黎明書房 昭和42 (1967)
- 10) 東京工業学校一覽 従明治27年至明治28年 pp.63-66 明治27 (1894)
- 11) 東京高等工業学校二十五年史 p.11 東京高等工業学校 明治39 (1906)
- 12) 東京工業学校一覽 従明治28年至明治29年 明治28 (1895)
- 13) 東京美術学校一覽 従明治41年至明治43年 p.14 明治43 (1910)
- 14) 東京美術学校一覽 従明治41年至明治43年 p.19 明治43 (1910)
- 15) 東京美術学校一覽 従明治41年至明治43年 p.68 明治43 (1910)
- 16) 東京美術学校一覽 従明治41年至明治43年 明治43 (1910)
東京美術学校一覽 従大正8年至大正9年 大正8 (1919)
- 17) 東京美術学校一覽 従大正15至16年 昭和1 (1926)
- 18) 東京美術学校一覽 従昭和6年至昭和7年 昭和6 (1931)
- 19) 広島文理科大学・広島高等師範学校・第二臨時教員養成所一覽 p.18 昭和6至7年
広島文理科大学編 昭和6 (1931)
- 20) 東京高等師範学校一覽 自大正6年4月至 p.58 大正7 (1918)
- 21) 手工研究 第160号 口絵 日本手工研究会 昭和8 (1933)
- 22) 創立四十年史 p.96、p.98 広島文理科大学 昭和17 (1942)
- 23) 第1,2学年に各2時間 創立四十年史 p.168 広島文理科大学 昭和17 (1942)
- 24) 大竹拙三 高等小学校に於ける手工科の使命と其の実際 pp.279-280 南光社 昭和2 (1927)
- 25) 大竹拙三 高等小学校に於ける手工科の使命と其の実際 p.279 南光社 昭和2 (1927)
- 26) 東京工業学校一覽 従明治27年至明治28年 pp.63-65 明治27 (1894)
- 27) 師範教育手工教科書(岡山秀吉 金港堂 明治40 (1907))、師範学校手工教科書(上原六四郎、岡山秀吉、阿部七五三吉 実業教材研究組合発行 明治41 (1908))、新手工教科書(岡山秀吉、阿部七五三吉、伊藤信一郎 培風館 昭和3 (1928))、女子師範学校手工教科書 上卷(岡山秀吉、阿部七五三吉、伊藤信一郎 培風館 昭和9年 (1934))、師範学校二部用新手工教科書(阿部七五三吉、山形寛、松原郁二 培風館 昭和12 (1937))
- 28) 鈴川信一 教範用器画 第一、二、三卷 帝国書院 昭和14 (1939)
- 29) 図画教育研究会編 現代新図法 I、II 三省堂 昭和9 (1934)
- 30) 福田正雄 新制中等図学 第一、二、三卷 英進社 昭和8 (1933)
- 31) 濱田稔 新制用器画 第一、二、三卷 帝国書院 昭和12 (1937)
- 32) 宮下孝雄編著 図法基準 第一、二、三卷 東京開成館 昭和11 (1936)
- 33) 東京美術学校錦巷会編 女子図法教科書 大日本図書 大正15 (1926)
- 34) 伊藤信一郎 手工科の予備試験と其の感想 文検世界 昭和7 (1932))
- 35) 手工研究 第158号 口絵 日本手工研究会 昭和8 (1933)